

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

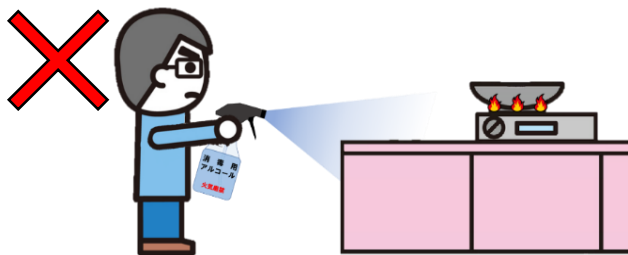
アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



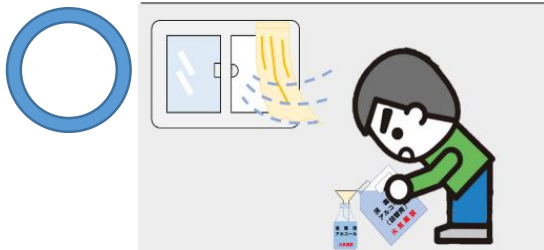
- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。

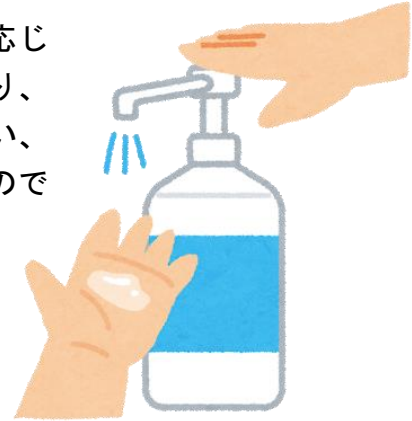


消毒用アルコールの安全な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは引火しやすく、消防法の規制「第四類アルコール類」に該当し、多量に取り扱う場合には換気が必要となり、火災予防に留意する必要があります。

また、消毒用アルコールは、貯蔵・取扱いの量に応じ消防法や火災予防条例の規定が適用される場合があり、各種事業所における保管・使用が増加することに伴い、法令上の手続きや一定の安全対策が必要になりますので下記の注意事項に十分留意し取り扱しましょう。



記

- 1 消毒用アルコールは、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内で取り扱う時は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で行うこと。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、落下させたり衝撃を与えたりしないこと。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意し、容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

※ 第四類アルコール類

指定数量 400ℓ (少量危険物 80ℓ)



問い合わせ先：大船渡地区消防組合消防本部 消防課危険物保安係
TEL 27-2119 (代表) FAX 27-7414